

令和 7 年 4 月 26 日（第 3 版）

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ^{1 2}（五月雨式編）

捧 大地

【参考書籍略語】

『リーガルクエスト民訴法』：三木浩一先生・笠井正俊先生・垣内秀介先生・菱田雄郷先生

『民事訴訟法』（有斐閣、第 4 版、2023）

『NBS 民訴法』：渡部美由紀先生ほか『民事訴訟法』（日本評論社、2016）

『ゼミナール民訴法』：渡部美由紀先生ほか『ゼミナール民事訴訟法』（日本評論社、2020）

「民訴百選 6 版」：「民事訴訟法判例百選（第 6 版）」（有斐閣、2023）

【本レジュメ共通マーク】

「**推考**」：このマークでは、3～5 分間、**自分の頭でのみ**又は**学友と一緒に考えてほしい**。

「推考」とは、「推奨する考える時間」のことです。「推敲」を振りました。

【注意書き】

①本レジュメでは、その性質上、民法・民訴法の用語や制度等と厳密には異なる言葉を使って説明することがある。そして、本レジュメで疑問に感じたところは、大学の民訴法の先生方々に教えていただいでください。②各小問は、解説を読む前に自分で**適宜**、なるべく**考え・調べて**から解説に進んで下さい。その方が学力が身に付きます。③お手数ですが、各頁のページ番号左隣に「I」というように章番号を、プリントアウトしたレジュメの右下に学習者のお名前を（例：D.S）手書きして下さい。

第 1 章の 1 ～相殺の抗弁と重複起訴の禁止 導入～

<本章の学習範囲>

本章では、民訴法のイントロでもあるので、同法の学習で一番面白い箇所の一つであると思われる「相殺の抗弁と重複起訴の禁止」について学ぶ。今回の学習範囲は、初学者ということで、最判平成 3 年 12 月 17 日（民集 45 巻 9 号 1435 頁〔百選 6 版 35-①事件〕）のみにとどめる。

<標準・応用・発展問題について>

¹ 皆さんは一昔前の我が国における理数科目離れをどう思われていたであろうか。それはさておき、法律科目における民訴法も一昔前の理数科目離れと同様な状況にないだろうか。たしかに民訴法を職業的に使用するのは学者と裁判官と弁護士くらいであろう。しかしながら民訴法は学問として独自のおもしろさを有する。にもかかわらず、学生から毛嫌いされ「眠素」などと揶揄され続けてきたのは、今日までの民訴法学者の努力（参照：学教法 92 条 6 項ないし同 9 項、教基法 9 条 1 項）が、残念ながら、学生達まで届いていなかったのではなかろうか。私としては、民訴法のおもしろさを伝えるため、力量不足ながらも、本レジュメを作成する次第である。

² レジュメの性質上、厳密には、民法・民訴法の用語や制度等と違う言葉を使うことがある。読む順番は興味を抱いた所から考えてよい。また、本レジュメは机に向かって考えるようなたいそうなものではないので、お風呂に入っている時や通学中の電車の中で考えてみる等、時間は有効に使って頂きたい。自分で調べてみるのは立派なことだが、調べる前に自分で考えに考えてみるのを、強く、勧める。

最判平成 10 年 6 月 30 日（残部請求による相殺の抗弁：百選 6 版 36 事件）、最判平成 18 年 4 月 14 日（予備的反訴と重複起訴：民集 60 巻 4 号 1497 頁）、最判平成 27 年 12 月 14 日（民集 69 巻 8 号 2295 頁）、最判令和 2 年 9 月 11 日（百選 6 版 35-②事件）等については、後に章をあらためて学習する。

【大問 1】

【（基本）設例 I】

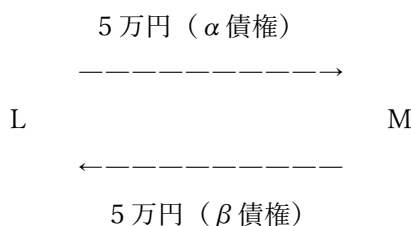
共に新潟市内の同じ小学校出身の、現在大阪市に住む L さんと、東京都文京区に住む M さんは成人した後も友人関係である。

2 人は、成人した後も新潟市内に住んでいた。成人後に新潟市内において、L さんは、M さんに対してお金を 5 万円貸した。他方で、M さんも、L さんに対して、別の日に、お金 5 万円を貸した。

その後、就職を機に現住所に引っ越した。

そして、お互いの弁済期が到来したが、双方、まだ未返済だった。

<すなわち>



<チョットおまけ♪> （関連：訴訟管轄（条文はあえて記載しない））

さて、訴えたい L さんはそもそも何処の裁判所に訴えるべき、又は訴えることができるだろうか？ 大阪地裁？ 東京地裁？ 新潟地裁？ ①土地管轄及び②事物管轄³はどの裁判所にあるとあなたは考えますか？ 条文から探してみましょう。

【大問 1・小問 1】 （関連：重複起訴（条文はあえて記載しない））

【説例 I】の事案で、L さんが、M さんを相手に同じ債権〔α 債権〕を根拠に、最初に大阪地裁に、続いて東京地裁にも、同一の訴えを提起した。あなたはこれをどう思うか？

これらの訴えは、許されるだろうか？ 許されないだろうか？

①まず、**関連条文を指摘**してください。

②次に、**その制度趣旨**を、次頁に進む前に、**レッツ【「推考」🕒】**

³訴訟の目的物の価額が 140 万円を超えない請求である。従って、正確には簡易裁判所の事物管轄である（裁判所法 33 条 1 項 1 号）。さらに、原告の申述により、少額訴訟の特則（法第 6 編）を適用することができる（法 368 条 1 項本文）。しかし、本レジュメでは、その性質上、特に記載なき限り、簡裁の特則（法第 2 編第 8 章）及び少額訴訟の特則（法第 6 編）等はないものとする。後章でも同様。

③ それでは、その制度趣旨を一緒に学習しましょう。

<小問1を考えるヒント♪>

サッカーの国際公式試合でI国代表チームのFWが、G国の守備側のペナルティーエリア内で、G国DFと競り合っている最中に倒れた、又は倒された。

なぜかこの試合にはFIFA（国際サッカー連盟）の手違いで、主審が3人も招かれており、一人はDFのファウルとしてPKを、一人はDFにはファウルはないと、もう一人はFWのシュミレーション（わざと倒れること）として当該FWにこの試合2枚目のイエローカードを、と3人それぞれが違うジャッジを下した。

さてこの後、どのような事態が勃発するだろうか？⁴⁵

〔小問1の解説〕 ～民訴法142条の趣旨～

法142条の趣旨については通説では、「伝統的に、二重に提訴された後訴を適法とすると〔①〕既判力が矛盾抵触するおそれが生じること、〔②〕審判の重複によって裁判所の資源が無駄遣いされ訴訟制度の不経済が生じること、〔③〕二重に訴訟追行を強いられる相手方（被告）にとって迷惑になることという3つの観点から説明されることが多い」⁶とされる。

他方で通説に対する批判説もある（『リーガルクエスト民訴法』532頁）。

筆者の言葉で説明させていただくと、異なる裁判所が同一の事件⁷（条文上の文言は、「裁判所に係属する事件」）を取り扱ってしまえば、その「既判力が矛盾抵触するおそれが生じる」可能性が生じる。

重複起訴の禁止とは、同一の事件に対して2つ以上の裁判所が「取り扱うことすら」禁じることである。

上記のサッカーの例に沿うと「そもそも審判を1人しか招いてはならない」ということである。

⁴ 余談その1 その昔、W杯の予選の結果をめぐってE共和国とH共和国が「本当の戦争」に突入した。有名なロックバンドが解散した年の話である。その後の両国の友好関係については補遺を発行するので、必ず、読んで下さい。余談その2についても同様です。

⁵ 余談その2 その昔、F共和国とQ国の試合中、F国のゴールに対してQ国の王子が抗議、ピッチに降りてきたことがあった。あなたがこの試合の主審だったらどうしたか。ちなみにこの試合の主審は…調べてみよう。フォークランド戦争が起こった年の話である。

⁶ 『リーガルクエスト民訴法』531頁

⁷ 社会的に同一の事件であるが請求が異なる具体例：私の言葉では、「同一の事件」という言葉をとりあえず用いたが、例えば請求が異なる例として、売買契約に基づく「目的物引渡し請求」事件と、売買契約に基づく「売買代金支払請求」などがあげられる。これらについては、訴訟物のところで詳しく学んでほしい。

※) 筆者の視点

法 142 条の文言上は、「裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。」と書いてある。

ここに、「当事者は」、「更に」と書いてあるということは、

①「裁判所は」①どうすることができるのだろうか、また、②どうすべきなのだろうか、という疑問が生じる。

②「更に」ということは、すでに、係属、審理中の事件についてはどのように扱われるべきなのか、という疑問も生じてくる。

この点についても、疑問を感じますので、民訴法の先生方にご教授を授かりたく希望いたします。よろしくお願い申し上げます。

<春の用語厳密運動♪>

ここで、「訴え」、「請求」及び「主張」の用語の違いについては後掲参照のこと。今後条文をひくときは「用語の使われ方」に敏感になってほしい。

[大問 1 ・ 小問 2] (関連：重複起訴の禁止、相殺の抗弁の既判力)

【説例 I】の事案で、

- ① まず、M さんが、L さんを被告として、「 β 債権」を根拠に、東京地裁⁸に、訴えを提起し、訴訟が係属した（以下「本訴」という）。
- ② その後に、L さんが、M さんを被告として、「 α 債権」を根拠に、大阪地裁⁹に、「金 5 万円を支払え」という訴えを提起した（以下「別訴」という）。
- ③ この別訴において、M さんは、「 β 債権」で「金 5 万円全額の相殺」をする旨意思表示をし、抗弁として主張した。

この M さんの「別訴における相殺の抗弁」は、許されるだろうか、許されないだろうか。

- ①まずは、「推考🕒」（3 分～5 分間）。解説に進む前に現在の自分の学力で考えつくだけでも、「推考🕒」してみしてほしい。

- ②それでは一緒に、次頁で、学習しましょう。

⁸ なぜ、ここで、M さんは東京地裁に訴えを提起したのだろうか？ 今後民訴法を一緒に学習していく上で頭の片隅に留めておいてほしい。

⁹ なぜ、ここで、L さんは東京地裁の「本訴」における「反訴提起」（法 146 条）ではなく、大阪地裁に「別訴」による訴えの提起を選択したのだろうか？

<準備運動♪その1>

相殺（民法●●●条等）の制度が持つ機能をいくつか挙げてみよう。その中で本事例で問題となる機能はどれだろうか？

①「推考」🕒のうえ、今一度②各自の民法の基本書で確認してほしい。

<準備運動♪その2>

「既判力」については、後の章で詳しく学習する。今回はとりあえず、①条文（法 114 条「1 項」・「2 項」）をセットで引いてほしい。

<準備運動♪その3>

①法 142 条は、条文の文言上では「訴え」について重複起訴を禁止している。

②「相殺の抗弁の既判力」に関係する条文として法 114 条 2 項は、「相殺のために主張した請求の成立及び不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する」と規定している¹⁰。②法 114 条「1 項」・「2 項」を引くときはセットで引いてほしい。

③それでは、この法 142 条の趣旨は「相殺の抗弁」についてもあてはまるか。

(i) 法 142 条の類推適用について、

内海博俊先生¹¹は、「伝統的見解によれば、ある確定判決において特定の攻撃防御方法の成否に関する判断がなされたとしても、その判断はいわゆる理由中の判断であって既判力を生じることはないため、ある係属中の訴訟において別訴で訴訟物となっている権利関係の存在または不存在を論理的前提とする攻撃防御方法が提出されたとしても、これらにつき民訴法 142 条を適用する理由は存在しない。

しかし相殺の抗弁については事情が異なり、確定判決の理由中における自働債権の成否（〔略〕）に関する判断には、民訴法 114 条 2 項により、『相殺をもって対抗した額』の限度で既判力が生じる」とされる。

そして、「〔本訴〕と〔別訴〕における相殺の抗弁が重複し、両訴訟につき本案判決がされ確定する場合には、①〔本訴〕判決における訴訟物たる α の存否に

¹⁰ この「相殺の抗弁の既判力」については、直接的には既判力論に関係するものではある。そして、直接的には処分権主義・弁論主義に関係するものではないが、深い理解をするためにはそれらについての学習も必要となる。このような次第であるので、関連事項も学習した後で、何度も復習してほしい。どこかで紹介したように、民訴法は「円環構造」である。

¹¹ 「百選（第6版）」75 頁左段下から 2 行目より右段 10 行目まで、12 行目～18 行目。

関する判断と、〔②〕〔別訴〕判決の理由中における自働債権 α の存否に関する判断にそれぞれ既判力が生じ、〔中略〕、それらが相互に矛盾抵触する可能性を当然には排除できない」とされ、これが「相殺の抗弁につき民訴法 142 条の類推適用が主張される〔認められる〕基本的な理由」であるとされる。

(ii)最判平成 3 年 12 月 17 日(百選 6 版 35-①事件)の事実の概要及びそれに対する判旨を確認してほしい。

<事実の概要>¹²

Y(被告・控訴人・上告人)は、製品の製造販売を行うに際し、X(原告・被控訴人・被上告人)との継続的取引契約(内容につき争いがあったが、高裁において継続的取引契約と事実認定された)に基づき、X が輸入した原材料を購入し、また製品を X に輸出させて手数料を支払う取引を行っていた。

昭和 54 年 11 月、Y は X に対し、製品売買代金として約 1286 万円の支払い(以下「別訴請求債権」という)を求める訴え(以下「別訴」という)を東京地裁に提起。

昭和 55 年 9 月、X は Y に対し、原材料の売買代金の残額約 258 万円の支払い(以下「本訴請求債権」という)を求める訴え(以下「本訴」という)を東京地裁に提起。

〔なお、この「別訴」と「本訴」は東京地裁の「別部」(すなわち「別の裁判所」)に係属したものであると思われる。〕

昭和 58 年 2 月、本訴につき、X の請求を一部認容(約 207 万円)する判決。Y が控訴。

昭和 58 年 4 月、別訴につき、請求認容判決。X が控訴。

昭和 59 年 4 月、本訴・別訴、共に東京高裁に係属し、控訴審につき弁論を併合する決定。

昭和 60 年 3 月、Y が、「〔X の〕本訴請求債権」について、「〔Y の〕別訴請求債権」を自働債権¹³として「〔X の〕本訴請求債権」と対当額で相殺する旨の陳述〔相殺をする旨の意思表示を含む「抗弁(主張)」であったと思われる。〕。

昭和 61 年 2 月、両事件の弁論を分離する決定。

昭和 62 年 6 月 29 日、本訴・別訴について、別個に控訴棄却判決。

¹² 内海博俊「百選(第 6 版)」35-① 事件事実の概要より

¹³ 自働債権・受働債権の民法用語の意味を今一度各自で、確認のこと。

<本訴の控訴審の判断>

「既に係属中の別訴において訴訟物となっている債権を他の訴訟において自働債権として相殺の抗弁を提出することは民訴法〔現 142 条〕の類推適用により許されない」と判断した。

Y が上告。

<判旨>

主文：上告棄却。

理由：「係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは許されないと解するのが相当である（〔最高裁昭和 63 年 3 月 15 日判決・民集 42 卷 3 号 170 頁〕参照）。すなわち、民訴法二二一条〔142 条〕が重複起訴を禁止する理由は、〔①〕審理の重複による無駄を避けるためと〔②〕複数の判決において互いに矛盾した既判力ある判断がされるのを防止するためであるが、〔①〕相殺の抗弁が提出された自働債権の存在又は不存在の判断が相殺をもって対抗した額について既判力を有するとされていること（同法一九九条二項〔114 条 2 項〕）、〔②〕相殺の抗弁の場合にも自働債権の存否について矛盾する判決が生じ法的安定性を害しないようにする必要があるけれども理論上も実際上もこれを防止することが困難であること、等の点を考えると、同法二二一条〔142 条〕の趣旨は、〔i〕同一債権について重複して訴えが係属した場合のみならず、〔ii〕既に係属中の別訴において訴訟物となっている債権を他の訴訟において自働債権として相殺の抗弁を提出する場合にも同様に妥当するものであり、このことは右抗弁が控訴審の段階で初めて主張され、両事件が併合審理された場合についても同様である。」と判示した。

～まとめ～

では、本章で学習したことについて、次の 7・8 頁に自分でまとめてみよう。

次頁以降も見逃さないこと

<春の用語厳密運動♪>

【訴え】：

菱田雄郷先生は、『リーガルクエスト』において、『訴え』とは、ある者が、裁判所に対して、他の者に対する**特定の権利**または**法律関係**の主張を提示し、これに基づいて一定の内容および形式の判決を求める申立てのことを指す。訴えを提起する者を『原告』、その相手方を『被告』という。」¹⁴と説明されています。

鶴田滋先生は、『NBS』において、「訴えとは、原告が裁判所に対して自己の他の者に対する権利関係の主張を提示し、その当否についての審理および判決（両者を合わせて『審判』と呼ぶ）を求める申立て、または、原告が被告に対する関係での権利主張を行い、裁判所に対して権利保護を求める申立て」¹⁵をいうと説明されています。

※：上記の**黒色太字・下線部分**は、筆者が引いたものだが、この**黒色太字・下線部の違い**が何を意味するかは大学の学者の先生のご解説に委ねさせて頂きたく存じます。ご教授のほど、よろしくお願い申し上げます。

【請求】：

菱田雄郷先生は、『リーガルクエスト』において「『請求』とは、原告が被告に対してする**特定の権利主張**を指す」¹⁶とされ、「請求の趣旨および原因の記載は、広義の請求すなわち、**特定の権利関係**とそれに基づいてなされる一定の内容の**および形式の判決の要求を明らかにするために求められる**」¹⁷と説明されている。

「**請求の趣旨は、原告の要求する判決の内容および形式の表示を指**」¹⁸し、「**請求の原因は、原告による権利主張を特定する事実を指す**」と説明されている。

筆者としては、『リーガルクエスト民訴法』の43頁「(2)請求の趣旨および原因」から45頁「2-1-4の前まで」にかけてと、『NBS民訴法』70頁から71頁「1訴訟上の請求（訴訟物）の意義」の段落を**今この時点で一読**してほしい。

鶴田滋先生は、『NBS』において「訴訟上の請求とは、訴訟における審判の対象

¹⁴ 『リーガルクエスト民訴法』33頁

¹⁵ 『NBS民訴法』61頁

¹⁶ 『リーガルクエスト民訴法』33頁

¹⁷ 『リーガルクエスト民訴法』43頁「(2)請求の趣旨及び原因の段落」より。

¹⁸ 前掲：『リーガルクエスト民訴法』43頁「(2)請求の趣旨及び原因の段落」より。

を指し、訴訟物または単に請求とも呼ばれる。訴訟においては、十分に審理を尽くした上判決が下されるために、裁判所も当事者も、審理および判決の対象が何かを予め知っておく必要があるため、訴訟上の請求の概念が必要である。

訴訟上の請求は、訴えまたは反訴により、〔本訴〕原告または反訴原告により特定される。¹⁹⁾と説明されている。

【主張】：については、今日のところは、各自の自学自習に委ねます。

(2025 年度末までに補遺発行予定)

<お詫びと訂正>

本レジュメ（令和 7 年 3 月 22 日付（第 1 版））において、筆者は、「訴え」と「請求」の用語を、混同して使用していた可能性がございます。

ここに自らの不勉強をお詫びさせて頂いたうえで、訂正をさせていただきますようお願い申し上げます。そのうえで、上記<春の用語厳密運動♪>をご覧頂きますようお願い申し上げます。

草々

¹⁹⁾ 『NBS 民訴法』70 頁から 71 頁「1 訴訟上の請求（訴訟物）の意義」の段落より。